

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十八年岡山県公告第五九三号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）P. モール高柳

所在地 岡山市高柳東町五八―一ほか

三 意見の概要

本店舗への主要な導線となる市道高柳東町富町二丁目線からは、右折入庫のための経路が設定できないことから、市道北側に第三・第四駐車場が設けられており、西方面からの車両は、案内看板のみで自然にこの駐車場に収まる計画とされているが、実際には利便性が高く収容台数の多い店舗側の駐車場に向かうものが現れると思われる。また、市道北側の駐車場が西方面からの車両をすべて収容できるとする前提に、西方面の東方面に対する商圈比率（九分の一）があるが、西側商圈が過小に評価されている可能性がある。

このため、商圈設定を見直すとともに、これに伴い増加する西側商圈の車両による交通渋滞への影響に配慮しながら、市道北側の駐車場に駐車しないものを店舗側の駐車場に誘導するための経路とその案内方法について検討すること。

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年六月十九日から平成十九年七月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課